

4 社会資本整備の推進

(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

国への提案事項

- 1 広島港・福山港・尾道糸崎港について、出島地区コンテナ物流拠点をはじめとした、地域産業のグローバル化への対応など企業活動を支える物流基盤の充実・強化を図るため、着実な整備に必要な財政措置。
- 2 福山港・厳島港について、観光・交流の拠点機能の強化を図るため、着実な整備に必要な財政措置。
- 3 外国船によるクルーズの日本国内寄港が再開し、今後一層の寄港回数増加を図るため、クルーズ客船の誘致活動に対する助成制度の継続と、CIQ手続きの一層の体制強化。
- 4 カーボンニュートラルポート(CNP)の形成に向けた協力・支援。

提案箇所一覧

港名・地区名	内容
広島港 出島地区 宇品地区 五日市地区	<ul style="list-style-type: none"> ・CNPの形成に向けた協力・支援 ・大水深岸壁・泊地の整備【直轄】 ・岸壁(水深10m⇒12m化・耐震強化)の整備【直轄】 ・臨港道路 廿日市草津線(4車線化)の第Ⅱ期整備
福山港 箕島地区 本航路 等	<ul style="list-style-type: none"> ・CNPの形成に向けた協力・支援 ・岸壁・航路・泊地(水深12m)の整備【直轄】 ・船舶の運航効率改善に係る規制緩和(余裕水深緩和等) ・企業及び地方の負担を軽減する新たな制度設計 ・福山本航路(水深16m⇒18m化)の整備【直轄】
鞆、原地区	<ul style="list-style-type: none"> ・浮棧橋の整備
尾道糸崎港 機織地区	<ul style="list-style-type: none"> ・CNPの形成に向けた協力・支援 ・泊地(水深7.5m⇒10m化)の整備【直轄】
厳島港 宮島口地区	<ul style="list-style-type: none"> ・新ターミナル周辺の港湾施設の整備



【提案先省庁:内閣府、法務省、財務省、国土交通省】

4 社会資本整備の推進

(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

1-1 広島港コンテナ物流拠点の充実・強化のための整備に向けた取組



現状/広島県の取組

令和5年のコンテナ取扱量は過去最高を記録した。一方、コンテナヤードや企業・倉庫用地が不足していることから、利用者ニーズに対応するため物流関連用地等の造成を進めており、造成が完了した第3-1工区(約13ha)内の物流関連用地について、令和6年度の方議を予定している。

物流用地の造成と並行した外貿コンテナ物流機能の強化が必要

H30.9 広島港長期構想策定
H31.3 広島港港湾計画改訂

【背景】社会経済情勢、港湾物流の動向等の変化を踏まえ、将来に渡って、背後企業の産業活動を支え、地域経済の発展に貢献する港づくりを推進するため、港湾計画を改訂した。

具体化に向けて

R2.3 広島港利用高度化検討会のまとめ

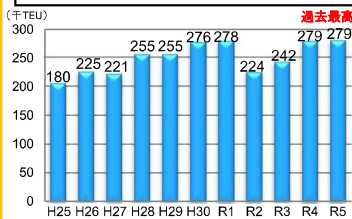
【戦略】地域産業の発展を支える港湾機能の強化

目指す目標

- ・東南アジア等へのリードタイムの短縮や輸送コスト低減に資するサービスの強化

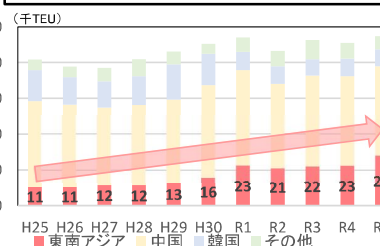
など

広島港のコンテナ取扱量の推移



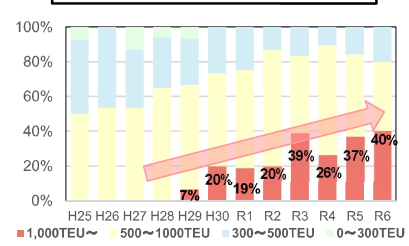
広島港におけるコンテナ取扱量は年々増加しており、令和5年の取扱量は、過去最高を記録している。

広島港出島地区の東南アジア貨物の推移(実入り)



広島港出島地区のコンテナ貨物の相手国となる東南アジアの割合は増加傾向となっており、輸送の効率化が求められている。

広島港出島地区の船舶の大型船舶の割合



広島港出島地区に寄港している船舶は年々大型化しており、現状の岸壁延長では大型船舶への対応が困難な状況となっている。

東南アジア諸国等の貨物需要の増加やコンテナ船の大型化に対応するためには、出島地区の大水深岸壁・泊地の早期整備が必要

課題

1-2 地域の企業活動を支える広島港の物流基盤の充実・強化

- 五日市地区は物流関連企業の立地が増加しており、令和4年度に完成した企業用地へ立地するカルビー(株)については、令和6年12月の新工場稼働に向けて、令和5年4月に工事着手している。
- 宇品地区は自動車運搬船が大型化しているなか、岸壁の水深が浅く満載して輸送することが困難なため、喫水調整を余儀なくされている。

立地企業増加等により懸念される交通渋滞への対応が必要



自動車運搬船の大型化への対応が必要（非効率な輸送形態の解消）



課題

1-3 地域の基幹産業のグローバル化に対応する福山港の機能強化
国際バルク戦略港湾福山港における効率的な輸送の早期実現

- 箕島地区を利用する福山港背後の鉄鋼業や造船業は、海外需要の増加に対応するため、遠方地への輸出も強化しており、鋼材や造船関連資材の輸出も増加が見込まれているが、現時点においても、大型船対応の岸壁が不足しているため、喫水調整を行うなど非効率な輸送を強いられている。また、当該地区においては、新たなバイオマス発電所の建設が令和7年5月の運転開始を目指し進められており、大型船による木質ペレットの搬入も計画されている。
- このような状況のなか、効率的な輸送や船舶の大型化に対応するため、平成30年度に新規事業化された箕島・箕冲地区ふ頭再編改良事業(岸壁、航路・泊地)について、箕冲地区は令和3年度に完成しており、引き続き箕島地区の早期完成が求められている。

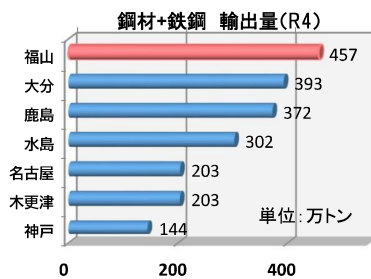


地域の基幹産業のグローバル化等への対応が必要

輸出貨物の増加(箕島地区)



非効率な輸送形態(箕島地区)

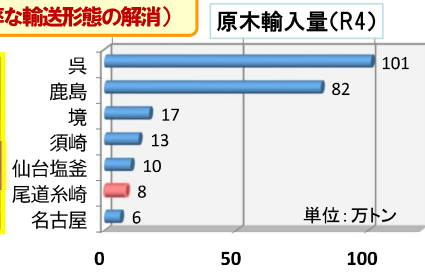


4 社会資本整備の推進
(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

1-4 地域の基幹産業の競争力強化に資する尾道糸崎港の航路・泊地整備

○ 機織地区は30,000DWT級の木材運搬船が入港しているが、泊地(整備中)の水深が不足しているため、積荷を減載するなど非効率な輸送を余儀なくされている。

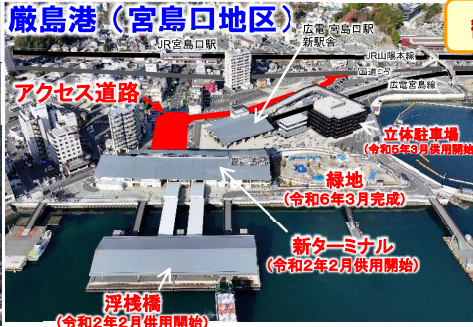
木材運搬船の大型化への対応が必要(非効率な輸送形態の解消)



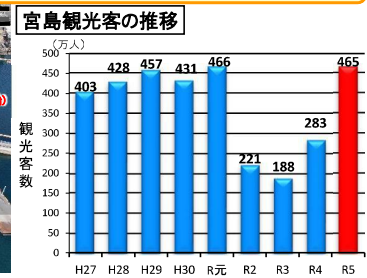
2 観光・交流の拠点となる福山港・厳島港の港湾機能の強化

○ 福山港鞆、原地区は、山側トンネルを含むバイパス整備事業と併せて、交通・交流拠点整備を図るため、令和2年12月に港湾計画の変更を行い、令和3年度より工事着手しており、鞆地区の浮桟橋については令和6年度に完成予定である。「みなとオアシス潮待ちの港 鞆の浦」の拠点と一体化した新たな港湾振興、観光振興を図る必要がある。

○ 宮島口地区の新ターミナルと浮桟橋は、令和2年2月に供用開始し、令和5年3月には立体駐車場とアクセス道路の一部が供用開始している。また、令和6年3月には賑わい創出に資する緑地が完成しており、今後、アクセス道路の早期完成が求められている。



観光客の利便性向上への対応が必要

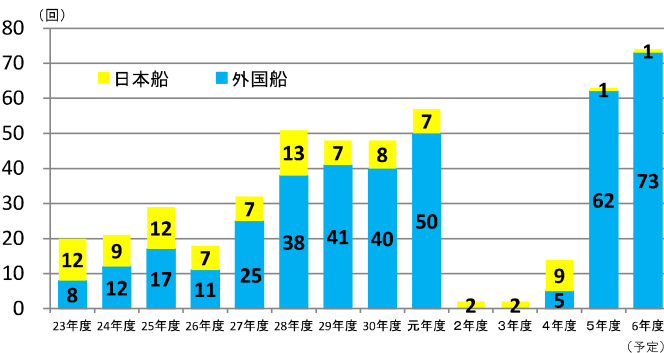


4 社会資本整備の推進
(6) 物流・交流の拠点となる港湾機能の強化

課題

3 外国船によるクルーズの寄港増加に向けた支援等

広島港のクルーズ船寄港回数の推移



- ・ 広島港: R5年度の寄港回数は過去最高
R6年度はそれを上回る見込み
宇品地区にクルーズターミナルが完成(R6.3)
- ・ その他県内港: R5年度に外国客船が初入港
(鞆の浦、尾道、御手洗、蒲刈)
R6年度も引き続き入港予定

- 外国船クルーズの更なる寄港増加に向けた誘致活動に対する財政支援や取組の継続が必要
- 寄港回数増加のためにはCIQ手続きの迅速化など環境の整備が必要

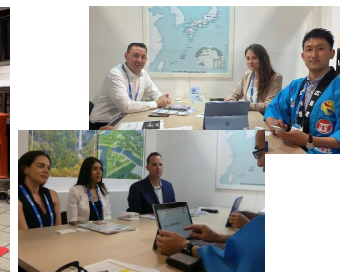
宇品地区の広島港クルーズターミナル
【R6.3供用開始】



外国クルーズ客船初入港【鞆の浦】



寄港増加に向けた誘致活動



課題

4 カーボンニュートラルポート(CNP)の形成に向けた協力・支援

- CO2発生量の多い鉄鋼業が立地する福山港、自動車関連や産業機械などの多様な製造業が立地する広島港においては、令和4年からCNP形成に向けた検討を進めており、昨年度、両港において、港湾脱炭素化推進協議会を設立した。尾道系崎港についても、令和6年度から調査・検討に着手する。
- 港湾地域の脱炭素化に向けて、港湾脱炭素化推進計画作成や作成後の取組などに係る協力や財政支援の継続実施に加え、次世代エネルギーの国全体でのサプライチェーンの最適化に向けた検討等が必要である。

広島港及び福山港 港湾脱炭素化推進協議会

【開催日(第1回)】

- ・福山港: 令和6年1月31日(対面+web会議)
- ・広島港: 令和6年2月7日(対面+web会議)

【議事概要】

- ・港港湾脱炭素化推進協議会規約
- ・港湾脱炭素化推進計画について
- ・今後の予定について
- ・情報提供
- ・意見交換



今後の想定スケジュール

港名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
福山港、広島港	準備会設立○	協議会設立○ ~協議会での議論~	計画作成・公表○	~脱炭素化への取組の実施~
尾道系崎港			~調査・検討、協議会、計画作成・公表等~	

【広島港構成員等】

【福山港構成員等】

役割	区分	企業名等	役割	区分	企業名等
構成員	有識者	国立大学法人広島大学	有識者	有識者	国立大学法人広島大学
		マツダ株式会社			JFEスチール株式会社
	関係企業	広島ガス株式会社	関係企業	関係企業	西日本製鉄所
		海田バイオマスパワー株式会社			ツネイシホールディングス株式会社
		MCMエネルギーサービス株式会社			日本化薬株式会社福山工場
		三菱重工業株式会社広島製作所			株式会社ひろしま港湾管理センター
		カルビー株式会社広島西工場			福山バイオマス発電所合同会社
		株式会社ひろしま港湾管理センター			中国地方港湾協会福山支部
	関係団体	広島地区港運協会	関係団体	関係団体	中国地方港運協会福山支部
		広島県旅客船協会			公益社団法人広島県トラック協会
		公益社団法人広島県トラック協会			国土交通省中国地方整備局
	関係行政機関	国土交通省中国地方整備局	関係行政機関	関係行政機関	広島港湾・空港整備事務所
		広島港湾・空港整備事務所			広島県土木建築局
		広島県土木建築局			福山市建設局
		広島市都市整備局			経済産業省中国経済産業局
廿日市市建設部		国土交通省中国運輸局			
坂町建設部		環境省中国四国地方環境事務所			
オブザーバー	海田町建設部	オブザーバー	関係行政機関	広島県環境県民局	
	経済産業省中国経済産業局			広島県商工労働局	
	国土交通省中国運輸局			福山市経済環境局	
	環境省中国四国地方環境事務所			一般社団法人中国経済連合会	
	広島県環境県民局				
	広島県商工労働局				

4 社会資本整備の推進

(7) 観光・交流の拠点となる空港機能の強化

国への提案事項

1 訪日誘客支援空港制度の早期再開及び拡充

地方空港における国際線の復便・新規就航等を推進する「訪日誘客支援空港制度」について、同制度の終了は復便や新規路線の誘致に影響を与えるものであることから、早期に再開するとともに、再開にあたっては、支援期間の拡大及び空港ごとの支援上限額の引き上げなど内容を拡充すること。

2 国際線の受入れに必要な体制確保に対する支援の継続及び拡大

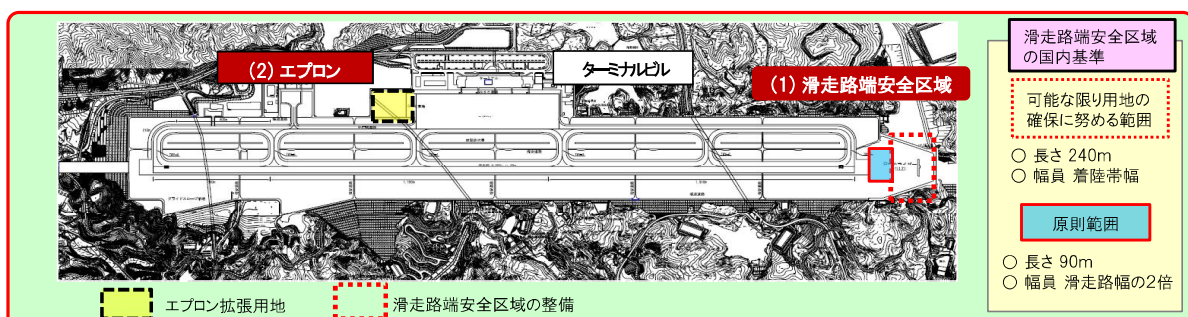
令和5年度に新たに創設されたグランドハンドリング事業者等に対する支援制度について、令和7年度以降も継続するとともに、グランドハンドリング事業者等の人材不足の課題解決に資するよう、現在は対象となっていない人件費や通勤費など支援内容を拡大すること。

4 社会資本整備の推進 (7) 観光・交流の拠点となる空港機能の強化

国への提案事項

3 空港機能をも高める施設整備の着実な実施

- (1) 滑走路端安全区域の確保については、国において整備が進められており、空港運営への影響が最小限となるよう配慮しつつ、早期に整備を完了すること。
- (2) 新規路線の就航や増便に対応できるようにするため、エプロンが拡張されるよう、特段の配慮をすること。



【提案先省庁:国土交通省】

現状/広島県の取組

【訪日誘客支援空港制度】

- 広島空港は、平成29年7月に「訪日誘客支援空港」に認定され、この制度を活用し、路線の就航時に国と連携して航空会社に支援を行うことで、平成29年10月のシンガポール線、令和元年12月のバンコク線、令和5年7月のソウル線の就航が実現した。
- 令和4年度から復便路線も支援対象となったことを受け、この制度を活用し、令和5年度は大連・北京線や上海線の運航が再開した。

課題

【訪日誘客支援空港制度】

- 訪日客の受入れ再開後においては、直ちに需要の回復が見込めないため、地方空港における国際線の復便や新規就航等には、当該制度が航空会社の復便等の後押しとなっていたが、令和5年度は支援額の上限や復便路線の支援期間が設定されたことにより、復便等に必要な支援実施が困難となり、さらに、同制度は令和5年度で終了となった。
- 一方で、燃料費の高騰及び全国的な空港人材の不足を背景とした人件費アップ等により、事業者における空港業務の受託経費が上昇しており、引き続き、運航コスト増加が航空会社の大きな負担となっている。

広島県の取組

【国際線受入れに必要な人材確保】

- 空港運営会社を実施している「広島空港合同採用説明会」の開催情報の県雇用労働情報サイトへの掲載、地元市町(三原市、東広島市)と連携した求人情報の周知など、人材確保に向けた取組を行っている。

【滑走路端安全区域の確保】

- 広島空港は、①社会的な影響度が高く②着陸回数が多い空港であり、優先的に整備を進める空港と位置づけられている。
- 滑走路西側で国内基準の範囲が確保されておらず、国は滑走路全体を東側に移設させる方針である。

課題

【国際線受入れに必要な人材確保】

- 国際線復便が進む中、全国的に空港での保安検査要員やグランドハンドリング要員の人材不足が顕在化しており、特に地方空港での国際線受入環境が厳しい状況が続いている。
- 広島空港でも、グランドハンドリング等空港業務に必要な人材が確保できず、復便が遅れている路線がある。

【滑走路端安全区域の確保】

- 整備に当たっては、空港運用への影響を最小限に止める必要がある。

【エプロンの拡張】

- コロナの回復状況を踏まえながら、東南アジア・東アジアからの新規就航や、LCCの増便など国内外の航空ネットワーク拡充に取り組んでおり、エプロンの拡張が必要である。

4 社会資本整備の推進

(8) 持続可能な水道システムの構築

国への提案事項

1 水道広域連携に係る財政措置の拡充

- 県と14市町で設立した広島県水道広域連合企業団において、経営基盤の一層の強化を図り、持続可能な水道システムの構築に向け、安定的に事業運営ができるよう、統合を機に交付される国交付金や地方交付税などの財政措置の拡充を図ること。
- 県内水道事業の一元化を進めるためには、給水原価の格差を縮小していく必要があるため、条件不利地域の水道事業に対する財政措置の拡充を図ること。

2 工業用水道事業の料金算定方法の見直し

- 自然災害、漏水事故、受水企業の撤退、物価高騰など、工業用水道事業を取り巻く環境は厳しい状況にあることから、受水企業の理解を得ながら、事業の実情を適切に反映した料金設定としていくため、災害や企業撤退といった突発的な環境変化に対応する引当金の計上を明示するなど、工業用水道料金算定要領を見直すこと。

【提案先省庁：総務省、経済産業省、国土交通省】

4 社会資本整備の推進

(8) 持続可能な水道システムの構築

現状／広島県の取組

(1) 水道広域連携に係る財政措置の拡充

- 水道事業は、人口減少等に伴う給水収益の減少や施設の老朽化に伴う更新費用の増加などにより、経営環境の急速な悪化が見込まれている。
- 本県では、こうした課題に対処し、水道事業の持続性を確保するため、県内水道事業の経営組織を一元化する統合に取り組んでおり、令和4年11月、14市町と「**広島県水道広域連合企業団**」を設立し、令和5年度から事業を開始した。
- 広島県水道広域連合企業団に参画していない7市町とは、職員研修の共同実施など、統合以外の連携を進めるほか、将来の統合への参画に向け、統合しやすい環境の整備や働きかけを継続していくこととしている。
- 令和元年10月施行の改正水道法では、都道府県には、水道事業の広域連携の推進役としての責務が規定されたほか、国においても、広域連携を推進するため、防災・安全交付金や地方交付税などの財政措置が講じられている。

(2) 工業用水道事業の料金算定方法の見直し

- 工業用水道事業の料金は、工業用水道料金算定要領を基に設定している。
- 工業用水道料金算定要領には、自然災害、漏水事故、受水企業の撤退、物価高騰などの突発的な環境変化に対応する費用の計上について明示されておらず、将来の費用増大リスクを見込んだ料金設定ができていない。

課題

(1) 水道広域連携に係る財政措置の拡充

- 広島県水道広域連合企業団では、水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業の計16事業を経営し、会計は事業ごとに区分している。
- 統合効果の発揮に必要な施設の再編整備や業務効率化を進めていくためには、多額の費用を要するが、小規模な事業になるほど、経営面への影響が大きく、交付金等の要件緩和や交付率の嵩上げ、補助対象経費に維持管理業務を含めるなど、財政措置の一層の拡充が求められる。
- また、県内水道事業の一元化に向け、給水人口や水源からの距離など、地理的要因に起因する給水原価の格差を解消するため、条件不利地域の水道事業に対する更なる財政措置の拡充が必要である。

課題解決に必要な財政措置

- ・ 交付金等の要件緩和や交付率の嵩上げ
- ・ 交付金等の補助対象経費の拡充
- ・ 一般会計繰出金に係る交付税の措置率嵩上げ
- ・ 繰上償還に係る公的資金補償金の免除
- ・ 公営企業借換債の発行の承認
- ・ 条件不利地域の水道事業に対する交付金措置など更なる財政措置の拡充

(2) 工業用水道事業の料金算定方法の見直し

- 工業用水道事業の実情を適切に反映した料金設定としていくため、突発的な環境変化に対応する引当金の計上を明示するなど、工業用水道料金算定要領の見直しが必要である。

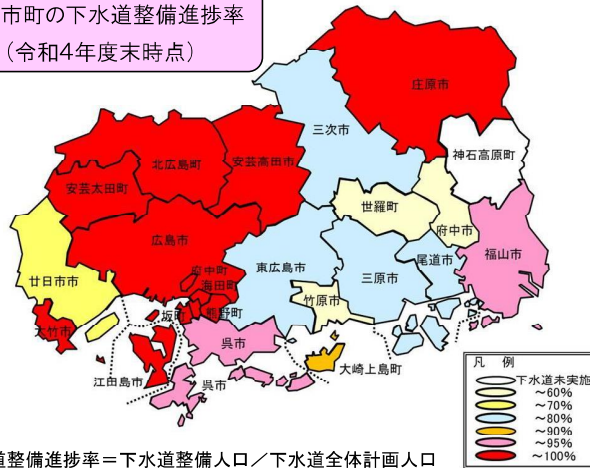
4 社会資本整備の推進 (9) 都市の生活環境を守る下水道機能の強化

国への提案事項

下水道施設(汚水・雨水)に係る財政措置の継続・拡充

- 公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道の果たす公共的役割に鑑み、下水道の汚水処理施設にかかる財政措置を確実に継続すること。
- 近年の多発する自然災害を踏まえ、下水道による流域治水の取組を着実に推進するための地方負担に対する交付税措置割合の引き上げなど、財政措置を拡充すること。

県内市町の下水道整備進捗率
(令和4年度末時点)



※下水道整備進捗率=下水道整備人口/下水道全体計画人口
令和4年度末時点 広島県全体91.8% →令和8年度末 96.0%を目標に取組中

令和6年度事業実施予定箇所

■流域下水道

芦田川流域下水道 処理場改築、耐震化
太田川流域下水道 処理場改築、耐震化
沼田川流域下水道 処理場改築、耐震化

■公共下水道

(汚水)

未普及対策 東広島市東広島処理区 ほか17処理区
老朽化対策 呉市広処理区 ほか22処理区

(雨水)

浸水対策 福山市蔵王排水区 ほか28排水区
老朽化対策 廿日市市廿日市排水区 ほか23排水区

【提案先省庁:総務省、財務省、国土交通省】

4 社会資本整備の推進 (9) 都市の生活環境を守る下水道機能の強化

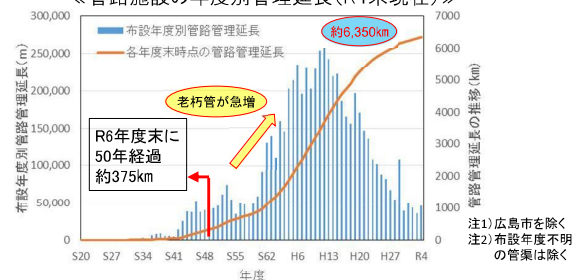
提案の背景

- 下水道の新設(未普及対策)については、国から令和8年度末の概成が要請されており、未概成の県内市町では汚水処理整備に関するアクションプランを策定する等により、下水道施設整備を推進しているが、今後は国による支援が限定的になることが懸念される。
- また、汚水管の改築に係る国費支援について、ウオーターPPP導入を決定済であることが令和9年度以降の要件化とされ、県内の一部自治体では国の支援による検討を進めているが、市町によっては関係者との調整に時間を要する等により、令和8年度までの導入決定が困難となる可能性があり、今後、下水道施設のストックマネジメント計画に基づく改築に必要な予算確保が困難となることが懸念される。
- 一方で、近年の度重なる集中豪雨により各地で内水による浸水被害が多発しており、県内全ての一・二級水系で策定された「流域治水プロジェクト」に基づき、下水道による浸水対策を加速させる必要がある。

課題

- 今後、改築更新費が増加する一方で、人口減少等により使用料収入は減少する見込みであり、改築費用をすべて受益者(地方)が賄うには負担が大きい。

《管路施設の年度別管理延長(R4末現在)》



- ・令和6年度末で標準耐用年数50年を経過する管渠の延長は約375kmであるが、10年後には2.4倍の約887km、20年後には6.7倍の約2,514kmと急激に増加する。
- ・57箇所ある下水処理場でも、機械・電気設備の標準耐用年数15年を経過した施設が55箇所(全体の97%)と老朽化が進行している。

- 浸水被害の軽減に向けて、浸水対策を集中的に行う必要があるが、財政力の低い自治体では対応が困難。



(平成30年7月 福山市蔵王排水区)
※100mm安心プランに基づき実施中



(令和3年7月 竹原市本川排水区)
※流域水管対策計画に基づき実施中

5 地方分権改革・地方財源の充実強化

(1) 地方分権改革の一層の推進

国への提案事項

1 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

人口減少社会やデジタル化の進展を踏まえ、令和の時代にふさわしい国と地方の最適な役割分担を再設計するなど、次のとおり、国と地方のあり方について、抜本的な議論を進めること。

○ 国と地方の事務の最適化

- ・全国一律の基準により実施すべき事務については、原則として国が直接実施すること。
- ・生活保護事務など、全国一律の基準で行われる給付・申請・届出等について、電子申請システムの導入等により、地方を経由せずに国で一括処理するよう仕組みを構築すること。

○ 法令による義務付け・枠づけの更なる緩和

- ・地方がその事情にあった施策を推進できるよう、従うべき基準の新たな設定は行わないこと。また、既存の「従うべき基準」も、原則参酌基準とするなど一定の期間での見直しを行う制度とすること。
- ・計画策定におけるナビゲーションガイドのように、国が自ら制度の見直しを図るルールを設定すること。

○ 自治立法権の拡充、立法分権

- ・国の立法過程への地方の更なる参画や従来から議論のある条例による「上書き権」の問題に関しては、現行の法体系との整合性等を踏まえつつ、議論を深めていくこと。

2 地方分権型道州制の実現

- ・道州制の制度設計等を本格的に議論するための具体的な取組を促進すること。

【提案先省庁：内閣府】

5 地方分権改革・地方財源の充実強化

(1) 地方分権改革の一層の推進

現状／課題

1 国と地方の役割分担の抜本的な見直し

● 現状・課題

- ・分権改革後も依然として国の地方への過剰な関与が認められる事例が散見されている。
- ・現在、地方分権改革をさらに進めるための手段として、提案募集制度があり、一定の成果を上げているものの、地方分権改革というよりは、制度改善の提案が主な内容となっている。
- ・このため、地方分権改革をさらに進めるためには、従来の「国の権限を地方に移譲する」という発想ではなく、地方分権改革の目指す「個性を活かし自立した地方をつくる」という視点に立った新たな取組が必要。

● 令和5年度の本県の取組など

- ・このため、令和5年度に、国の過剰な関与・規制が存在する分野について、全国知事会で全国アンケートを実施。
- ・アンケートで把握された課題や他の都道府県からの提案に基づき、全国知事会において、「今後の国と地方の最適な役割分担」をテーマに、有識者を交えて、議論を行っており、令和6年度夏の全国知事会議に向けて、新たな提言をとりまとめている。

2 地方分権型道州制の実現

- ・国全体の活力と成長を促進するためには、国の機能を大幅に移譲した新たな広域自治体を形成することにより、国と地方双方の政府機能を強化した「地方分権型道州制」の実現が必要。
- ・しかし、平成30年に自由民主党道州制推進本部が廃止、令和4年の参議院議員総選挙では、政権公約に道州制の導入を掲げた政党は1つのみ。

5 地方分権改革・地方財源の充実強化 (2) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

■ 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築

地方の歳出の大半を義務的な経費が占めている現状にあつては、地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能を確保することは不可欠である。

このため、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保や法定率の引上げによる臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続可能な制度の確立に向けて、次の点に的確に対応すること。

1 地方交付税の法定率の引上げ

地方交付税の原資となる国税収入の法定率分が、必要な地方交付税総額と比べ著しく不足する場合には、法定率の引上げ等により必要な総額を確保することとされている（地方交付税法第6条の3第2項）。

地方財政は、毎年度多額の財源不足が生じていることから、同法の本来の姿に立ち戻り、法定率の引上げを行い、全額を地方交付税で措置し、臨時財政対策債による補填措置を早期に解消すること。

5 地方分権改革・地方財源の充実強化 (2) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

国への提案事項

2 一般財源総額の確保・充実

(1) 安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実

地方財政計画の策定に当たっては、今後も社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方が責任をもって、子ども・子育て政策の強化などの重要課題に対応し、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう地方単独事業も含めた歳出の積上げを行うとともに、先行き不透明な地方の税収動向を的確に反映し、令和7年度以降においても安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確実に確保・充実すること。

(2) 物価上昇等の影響の地方財政計画への的確な反映

デフレから脱却し、物価と賃金がともに上昇する経済に移行していく中においては、給与関係経費や光熱費・指定管理の委託料の増加はもとより、金利上昇に伴う地方債の利払い費の増加、資材価格や労務単価の上昇に伴う投資的経費の増加など、幅広い経費の増加が見込まれる。

このため、行政サービスの水準を落とすことなく安定的に提供できるよう、地方財政計画の策定に当たっては、金利上昇による利払い費の増加を適切に見込むとともに、足元の物価上昇率を歳出全体に反映するなど、その影響を的確に反映すること。

国への提案事項

3 臨時財政対策債等の償還財源の確保

臨時財政対策債や景気対策、減税、市町村合併等により発行した地方債など、国が後年度に地方交付税により財源措置するとして地方債の元利償還金については、他の基準財政需要額が圧縮されることのないよう、交付税財源を別枠で確実に確保すること。

4 緊急浚渫推進事業債の期限延長

平成30年7月豪雨災害や令和3年7月・8月豪雨災害など近年頻発した豪雨災害の影響により、緊急的に実施する必要がある河川、ダム、砂防、治山、防災重点農業用ため池等に係る浚渫事業の箇所が未だ多く残っていることを踏まえ、令和7年度以降も、集中的に浚渫事業を実施し、危険箇所を計画的かつ早期に解消できるよう、緊急浚渫推進事業債の期限を延長すること。

国への提案事項

■ 地方創生を推進する財政措置

地方創生を推進するための財政措置について、次のとおり特段の配慮をすること。

- 「デジタル田園都市国家構想交付金」については、引き続き、地方が地方創生の取組やデジタル技術を活用した地方活性化の取組を一層深化、加速させることができるよう、交付金総額の拡充も含め十分な所要額を確実に確保するとともに、財源を恒久化するなど、財政面で継続的に支援すること。また、交付金の配分に当たっては、地域経済への波及効果の高い取組を行う道府県に重点配分をすること。
- 試行錯誤しながら課題解決に挑戦する地方自治体を幅広く支援するため、他地域で確立されたモデル・サービスの横展開を行う取組やデータ連携基盤の活用を前提とした取組に対する支援だけでなく、地方が地域の実情を踏まえた自由な発想のもとに取り組むものにも、交付金が柔軟かつ弾力的に活用できるよう、交付対象の拡充や運用の改善を図ること。

【提案先省庁：内閣府、デジタル庁、総務省、財務省】

現状及び課題

- 令和6年度地方財政計画では、前年度と比べ0.6兆円増の62.7兆円の一般財源総額が確保されるとともに、臨時財政対策債の発行額が抑制されるなど地方財政の健全化が進められたところ。
- しかしながら、地方財政の財源不足は引き続き生じており、臨時財政対策債等の特例的な措置による補填が常態化している。

◆一般財源総額(水準超経費除き)

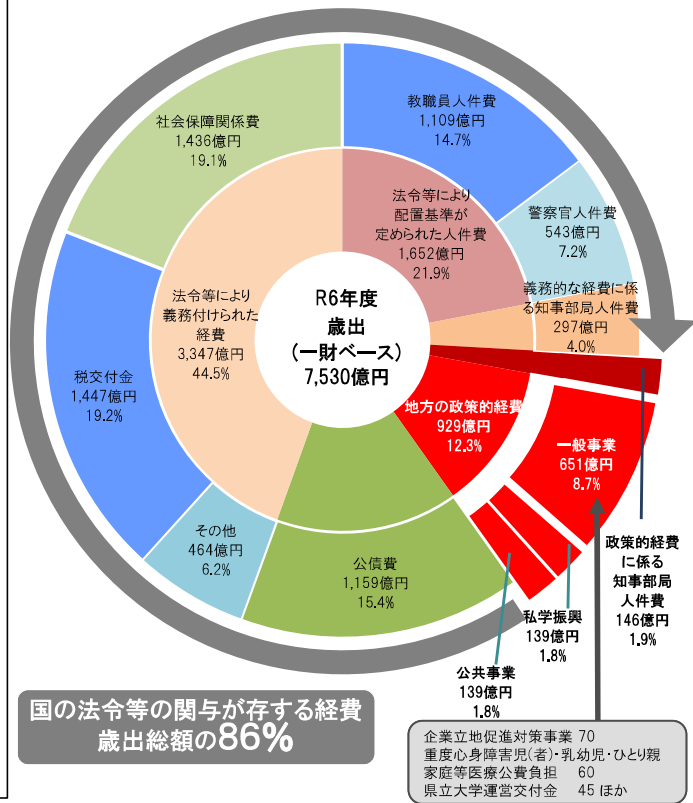
	一般財源総額	地方税等	地方交付税	臨時財政対策債
R5地方財政計画	62.2兆円	45.7兆円	18.4兆円	1.0兆円
R6地方財政計画	62.7兆円	46.6兆円	18.7兆円	0.5兆円
前年度比	+0.6兆円	+0.9兆円	+0.3兆円	▲0.5兆円

※端数処理の関係で内訳が一致しない場合がある

- 広島県の歳出総額1兆957億円(R6年度当初予算)に対し、国庫支出金や県債を充当した経費等を除く一般財源ベースでは7,530億円。
- このうち、配置基準が定められた人件費や義務付けられた経費など、**国の法令等の関与が存するなどの義務的な経費が歳出総額の約9割**を占めている状況。
- 国が地方に事務処理を義務付ける場合、**国は必要な財源措置を講じなければならない**(地方自治法第232条第2項)ことから、こうした現状にあっては、**地方の一定の行政水準を国が保障する財源保障機能の確保が不可欠**。

5 地方分権改革・地方財源の充実強化 (2)安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

広島県の歳出構造(令和6年度当初予算)



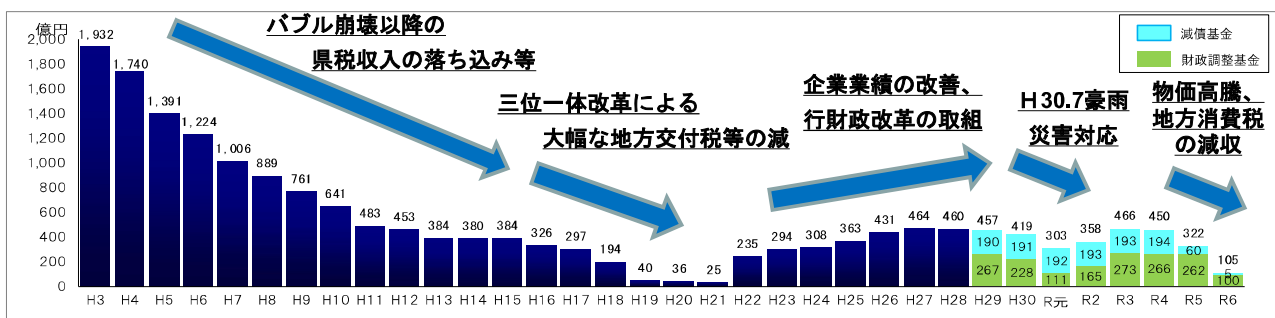
現状/これまでの経緯

- 本県の財源調整的基金については、平成3年度末(1,932億円)をピークに、バブル崩壊以降の景気低迷による県税収入の落ち込み等に伴う財源不足への対応などにより急激に減少した後、平成16~18年の三位一体改革による大幅な地方交付税の削減や、その後の影響などにより、平成21年度末には、ほぼ底(25億円)をついた。
- その後、国を大きく上回る行財政改革の取組等により、平成29年度末には、457億円まで回復したが、平成30年7月豪雨災害への対応に伴い大きく減少。
- 令和3年度には、新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、一時は、残高が100億円を下回る状況となったが、県税収入の増などにより令和3年度末には、平成30年7月豪雨災害前の水準に回復。
- しかしながら、令和5年度、令和6年度は、物価高騰への対応に加え、地方消費税の大幅な減収の影響などにより、基金残高が大きく減少する見込みとなっている。

課題

- 近年、各地方団体の基金残高が増加していることから、残高の増加要因を分析し、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて、地方財政計画への反映につなげていくべきとの議論がある。
- 本県における財源調整的基金の増加は、景気変動による税収減や災害対応などに備えるため、国を大きく上回る行財政改革に取り組み財源を捻出してきたものであるが、平成30年7月豪雨災害や新型コロナウイルス感染症への対応など、不測の事態が生じた際は一瞬で激減するものである。
- こうしたリスクに対して、地方が柔軟かつ機動的に対応していくためには、基金を一定程度確保することが非常に重要である。
- 地方の基金残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではなく、断じて容認できないものであり、また、地方交付税の削減につながるような議論も全く妥当ではない。

■広島県の財源調整的基金残高



※ 財源調整的基金とは、年度間の財源調整を目的とした積立金(財政運営のために自由に使える貯金)のことで、広島県では財政調整基金と減債基金の一部をいう。グラフ数値は年度末残高であり、R4年度までは決算値、R5年度は2月補正予算後の見込み、R6年度は当初予算編成時の見込み。

5 地方分権改革・地方財源の充実強化
(2) 安定的に一般財源総額を確保する仕組みの構築等

現状／広島県の取組

- 「デジタル田園都市国家構想交付金」については、全国知事会や中国地方知事会等で、財源確保や制度改善等について必要に応じ提案活動を実施してきたところ。

課題

- 地方が地方創生に資する取組を進める上では、所要額の確実な確保と、財源が一時的なものではなく恒久的なものであることが必要。
- 現行の交付要件では、地域独自の課題解決に向けて、他地域の事例の横展開を行う取組やデータ連携基盤の活用を前提とした取組が支援対象の中心となっているため、交付金の使途の拡大や運用の改善が必要。

令和6年度 内閣・内閣本府等予算のポイント（概要）

- デジタル田園都市国家構想の実現に向け、「デジタル田園都市国家構想交付金」（1,000億円）等により、地方におけるデジタル実装やデジタルの活用による地方創生の取組を推進。

地方創生推進タイプ

- ▶ 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。
 - ・ 地方振興戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援（最長5年間）
 - ・ 東京圏からのU1ターンを促進及び地方の担い手不足対策
 - ・ 省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・汚水処理施設・港）の一体的な整備

地方創生拠点整備タイプ

- ▶ 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。



デジタル実装タイプ

- ▶ デジタル技術を活用し、地方の活性化や行政・公的サービスの高度化・効率化を推進するため、デジタル実装に必要な経費などを支援。



地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ（仮称）

- ▶ 産業構造転換の加速化に資する半導体等の大規模な生産拠点整備について、関連インフラの整備への機動的かつ追加的な支援を創設。



5 地方分権改革・地方税財源の充実強化

(3) 市町の財政基盤の強化

国への提案事項

1 喫緊の財政需要に対する財政措置

- 市町における人口減少対策や、少子高齢化に対応したまちづくりをより一層進めることができるよう、地方創生推進費や令和7年度までとされている地域デジタル社会推進費等により、必要な地方交付税措置を引き続き講じるほか、必要な国庫補助金等や有利な地方債措置により、確実な財源措置を行うこと。

2 条件不利地域を有する市町への財政措置

- 本県では、全国に先駆けて市町村合併を進め、合併後のまちづくりに取り組んできたが、県内には、条件不利地域を有する市町が多く、厳しい財政運営を強いられている。これらの地域において、総合戦略に基づく地域の特色や地域資源を生かした各種施策を着実に実施していくため、必要となる中長期的な財政措置を、引き続き、確実に講じること。
特に、地方交付税算定における条件不利地域への割増や、ソフト分を含めた過疎対策事業債の必要額を確実に措置すること。

3 大規模災害に備えた消防施設等の整備推進に関する支援

- 能登半島地震など、近年、自然災害が激甚化・頻発化しており、大規模災害に備えた消防・救急に係る施設・設備を計画的に維持・強化するため、緊急防災・減災事業債について、令和7年度までとされている現行期限を延長すること。

【提案先省庁：総務省、消防庁】

1 喫緊の財政需要に対する財政措置

2 条件不利地域を有する市町への財政措置

5 地方分権改革・地方税財源の充実強化 (3) 市町の財政基盤の強化

現状／施策の背景・経緯

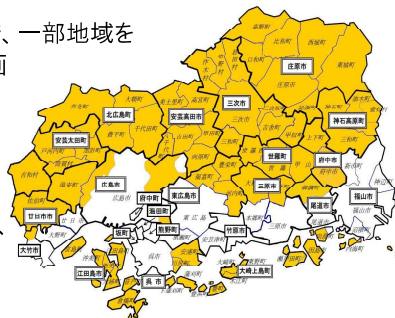
1 喫緊の財政需要に対する財政措置

令和2年の国勢調査において、県内人口は平成27年度と比べ1.5%減少となっているが、中山間地域や島しょ部では、5%以上減少している市町が15団体、うち4市町は10%以上減少しており、各市町においては、人口減少対策等、地方創生に資する取組や地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決に向けた取組について重点的に行っているところである。

2 条件不利地域を有する市町への財政措置

本県は「平成の大合併」による市町村数減少率が73.3%（全国2位）であり、合併市町においては、更なる行財政の効率化に取り組むとともに、建設計画事業を推進してきた。

令和6年度までで、一部地域を除き、合併建設計画期間(20年)が終了するが、引き続き、県内には条件不利地域を有する市町が多く、総合戦略に基づくまちづくりを着実に推進する必要がある。



課題

- 市町においては、人口減少や少子高齢化が進展する中、デジタル田園都市国家構想総合戦略への対応や中山間地域の活性化、公共施設等総合管理計画の着実な実施など、山積する課題に取り組んでいる。
- 中長期的な財政措置としては、公共施設等適正管理推進事業債の期限延長など配慮をいただいているが、自主的・主体的な地方創生への取組やデジタル実装に係る経費の増加は避けられず、引き続き、安定的な財政措置が必要となっている。
- とりわけ、条件不利地域を有する市町は税源が乏しく、厳しい財政運営が続いている。

項目	地方債計画 (億円)	
	令和6年度	令和5年度
過疎対策事業	5,700	5,400
公共施設等適正管理事業	4,320	4,320

現状／施策の背景・経緯

3 大規模災害に備えた消防施設等の整備推進に関する支援

【自然災害の激甚化・頻発化への対応】

- 平成30年7月豪雨や能登半島地震など、近年、自然災害が全国各地で激甚化・頻発化している。
- 本県では、平成26年8月豪雨や平成30年7月豪雨などの大規模災害の経験を踏まえ、県内の各消防本部において、
 - ・ 高度救助隊の設置や、
 - ・ 救助工作車、風水害対策用車両の導入、
 - ・ 水難救助・土砂災害対応資機材の導入など
 災害対応力の強化に取り組んでいる。

【消防の災害対応力の維持・強化】

- これまで、県内各市町では、合併特例債や緊急防災・減災事業債などの財源を活用して、大規模災害に対応するための施設や車両、資機材などの整備・更新を進めてきたところである。
- 一方で、激甚化・頻発化する自然災害に今後も対応していくためには、定期的な更新に加え、消防・救急に係る施設・設備の一層の強化を図る必要があり、財政上の負担となっている。

●消防施設の更新のタイミング

施設名称	施設数・台数	更新のタイミング
消防署等	122所	35～60年経過で建替え
通信指令システム	10所	約10年経過で更新
基地局、固定局	121所	約14年経過で更新
常備消防車両（消防車）	251台	約19年経過で更新
常備消防車両（救急車）	177台	約11年経過で更新
消防団車両	1,537台	約22年経過で更新
消防団格納庫	1,563所	20～60年経過で建替え

課題

- 緊急防災・減災事業債は令和7年度まで延長されているところであるが、今後も引き続き県民の安心・安全を確保するためには、計画的に消防・救急に係る施設・設備の維持・強化を行う必要があり、令和8年度以降も整備費は高額となる見込みである。

令和8年度～10年度までの施設整備計画(県内消防)

名称	数量	総事業費(見込額)
消防庁舎整備	7所	4,568百万円
消防通信指令設備等整備	2所	875百万円
常備消防車両整備	29台	1,413百万円
消防水利整備(耐震性貯水槽等)	27所	585百万円
消防団車両整備	103台	919百万円
消防団格納庫整備	16所	672百万円
合計		9,032百万円

- また、能登半島地震など、激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、高度な車両・資機材等の整備を図る必要があり、緊急防災・減災事業債の現行期限の延長を求めるものである。
- 緊急防災・減災事業債が廃止された場合、市町の財政負担が増加することによって、大規模災害に対応するための消防・救急に係る施設・設備の維持・強化が困難となる恐れがあることから、県内全消防本部から、緊急防災・減災事業債の現行期限の延長を求める声が寄せられている。

6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

国への提案事項

1 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

- ① 弔意事業を充実強化すること
 - 原爆死没者追悼平和祈念館の運営の充実、関係資料の収集等弔意事業の充実強化
- ② 保健医療福祉事業を充実すること
 - 訪問介護利用被爆者助成等に係る所得制限の撤廃、介護保険利用助成に係る助成対象サービスの拡大及び利用助成費や事務費の全額国庫負担化
 - 原子爆弾小頭症患者の生活実態の十分な理解と実態に応じた支援
 - 「原爆病院、原爆養護ホーム、被爆者保養施設」等の運営費の充実及び施設整備に対する助成措置
 - これまでの判決等を踏まえ、より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用と見直し及び原爆症認定の引き続き速やかな審査の実施
- ③ 被爆実態に関する調査研究及び啓発活動を促進すること
 - 被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響に係る調査研究の更なる促進
 - 老朽化が進んでいる放射線影響研究所について、移転を着実に進めること
- ④ 被爆二世の健康診断内容等のより一層の充実を図ること

6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等 (1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

国への提案事項

- ⑤ 在外被爆者の援護を推進すること
 - 医療費の支給、保健医療助成について居住国・地域の実情を踏まえて引き続き検討を行い、必要な改善を行うこと
 - 引き続き円滑な各種申請手続と周知を図り、高齢化が進む被爆者の実情を踏まえ、医療費及び保健医療助成制度に係る支給申請等について、在外公館等において支援を行うこと
 - 在外被爆者健康相談等事業及び現地健康診断事業の実施に当たり、在外公館等において現地協会等の支援を行うなど、より積極的な役割を果たすこと
- 2 後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費等に係る地方公共団体の負担改善
 - ① 老人保健事業推進費等補助金(原爆分)に係る必要額を措置すること
 - 被爆者医療に係る地方公共団体の負担解消に向け、財政上、適切かつ十分な措置を将来にわたって講じること
- 3 毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化
 - ① 毒ガス障害者に対する援護措置を法制化するとともに財政措置を行うこと
 - ② 医療給付における疾病制限を緩和すること…対象疾病(慢性呼吸器疾患等7疾患群)
 - ③ 介護保険利用料の自己負担部分について助成を行うこと
 - ④ 毒ガス障害者に対する県単独事業(通院交通費、死亡弔慰金等の支給)を国庫事業化すること

【提案先省庁:外務省、厚生労働省】

現状

課題

1 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

- 被爆者及び遺家族は、原子爆弾の特異性により、今もなお長年にわたり社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けている。
- 被爆者は高齢化が一段と進み、ひとり暮らしや寝たきり等日常生活に支援を要する者が年々増加している。
- 在外被爆者援護は、平成28年1月から法に基づく医療費等の支給が開始された。

【被爆者数及び平均年齢(令和5年3月末現在)】

区分	被爆者数	平均年齢
広島県 (広島市を除く)	14,086人	86.3歳
広島市	39,374人	84.6歳
県全体	53,460人	85.0歳

- 弔意事業をはじめ、介護保険サービスの利用助成対象の拡大など、衆議院厚生委員会における附帯決議の趣旨を踏まえ、より一層の援護施策の充実が必要である。
- 原爆被爆による人的被害等の実態を把握するための十分な被災調査がなく、被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響を示す科学的知見は得られていない。
- また、被爆二世は、がんに対する健康不安を抱く年齢になっている。
- 在外被爆者は、日本と医療制度の異なる国や地域に居住しており、かつ高齢化が進んでいることから、引き続き実情を踏まえた改善を図る必要がある。

現状

課題

2 後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費等に係る地方公共団体の負担改善

- 被爆者医療に係る地方公共団体の負担を軽減するために、老人保健事業推進費等補助金(原爆分)が創設されている。

- 被爆者の高齢化が進む中で、多大な財政負担が生じている。
- 介護保険法による保険者等の財政負担も大きい。

3 毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

- 毒ガス障害者援護制度
(国の要綱により実施)

区分	対象
医療給付	毒ガスに起因する疾病のみ
介護救済措置	毒ガスに起因する在宅介護費用のみ

※ 毒ガス障害者の要望で実施している通院交通費や死亡弔慰金等は、県単独で補助。

- 本来、国の責任において実施されるべきものであることから、根拠法の制定や制度の拡充が必要である。
 - ・ 原爆被爆者対策と比較して対象疾病が制限されている。
 - ・ 現在、全ての対象者が高齢者となっており、毒ガス起因との判断は難しく、事実上利用できない状況にある。
 - ・ 毒ガス障害者にとって必要な支援が、国の制度の対象外となっている。

6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(2) 放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成措置の創設

国への提案事項

世界で唯一の被爆地を有する国として、広島が培った被ばく者医療の実績と研究の成果を生かした分野で広く世界貢献を果たす必要があることから、広く放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成制度を創設すること。

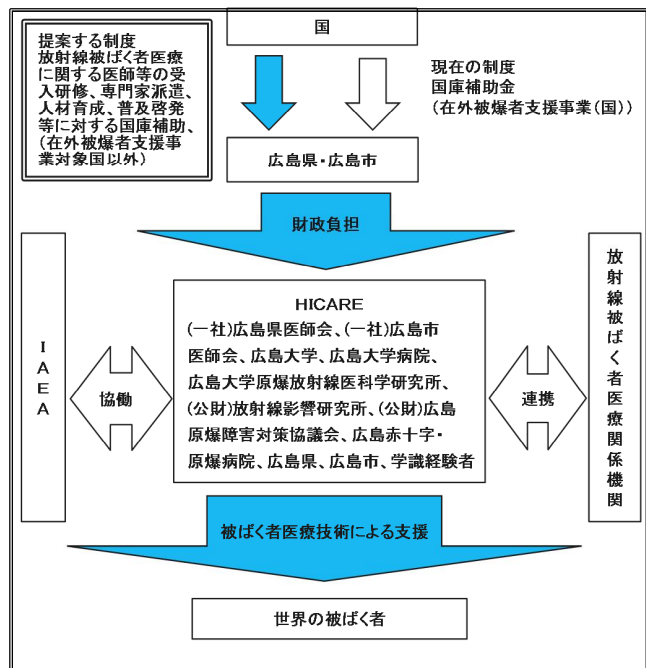
1 対象事業

在外被爆者支援事業対象国に限らない、国内外の関係機関(IAEA等)と連携した放射線被ばく者医療に関する次の事業

- ① 医師等の受入研修
- ② 専門家派遣
- ③ 普及啓発のための国際会議
- ④ 共同研究

2 助成内容

定額補助又は、事業費に対する国庫2/3の助成



【提案先省庁:外務省、文部科学省、厚生労働省】

6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(2) 放射線被ばく者医療分野を対象とした事業に対する助成措置の創設

現状

1 広島が培った被ばく者医療の実績と研究成果による貢献

- 世界で唯一の被爆地を有する国として、広島が培った被ばく者医療の実績と研究の成果を生かした分野で、広く世界に貢献していくことが必要である。

《放射線被曝者医療国際協力推進協議会(HICARE)(平成3年設立)の活動内容》

- 医師等受入研修:延べ38か国・地域837名(令和6年3月現在)
- 医師等専門家派遣:延べ17か国219名(令和6年3月現在)
- 国際原子力機関(IAEA)と協働した放射線被ばく者医療分野の人材育成
 - ・ 国際医療研修、医学生のIAEAへのインターン派遣、共同研究
- 次世代の人材育成:高校出前講座
- 講演会開催
- 福島第一原子力発電所事故へのオール広島での医療支援

2 放射線被ばく者医療の必要性

- 被ばく者治療のノウハウの不足
- 被ばく事故発生時の体制が未整備
- がん治療など放射線源を用いた医療の需要増

課題

- HICAREの活動に対するニーズが大きい中、広島県・広島市の支援だけでは限界がある。
 - ・ HICAREの経費を負担する広島県・広島市はともに、厳しい財政状況
 - ・ HICAREの活動は、在外の原爆被爆者を対象とした在外被爆者支援事業に依存する現状
 - ・ これまでに蓄積された知見及びIAEAとの協働事業等を通じて得られる放射線被ばく者医療の知見を世界に、より広く普及する事業を実施するための財源確保が困難となっている。
 - ⇒ 研修生の約90%が在外被爆者支援事業対象国からの受入となる等、活動が制約されている。

6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(3)「黒い雨」体験者に係る審査基準の見直し

国への提案事項

「黒い雨」体験者を幅広く救済するため、「黒い雨」訴訟の控訴審判決を尊重し、被爆者健康手帳交付に係る要件から疾病要件を外すこと。

要件② 障害を伴う一定の疾病にかかっていること

- 11種類の障害を伴う一定の疾病のいずれかにかかっていることが確認できること。
 - ※ 障害を伴う一定の疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっているかどうかは、提出していただいた診断書をもとに審査します。

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ① 造血機能障害を伴う疾病
再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など | ⑦ 腎臓機能障害を伴う疾病
慢性腎炎、慢性腎不全など |
| ② 肝臓機能障害を伴う疾病
肝硬変など | ⑧ 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病
白内障 |
| ③ 細胞増殖機能障害を伴う疾病
悪性新生物など | ⑨ 白内障の手術歴がある場合（眼内レンズ挿入者）は、白内障にかかっているとみなします。 |
| ④ 内分泌腺機能障害を伴う疾病
糖尿病、甲状腺機能低下症など | ⑩ 呼吸器機能障害を伴う疾病
肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など |
| ⑤ 脳血管障害を伴う疾病
くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など | ⑪ 運動器機能障害を伴う疾病
変形性関節症、変形性脊椎症など |
| ⑥ 循環器機能障害を伴う疾病
高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など | ⑫ 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病
胃潰瘍、十二指腸潰瘍など |

【提案先省庁：厚生労働省】

6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等 (3)「黒い雨」体験者に係る審査基準の見直し

現状

- 令和3年12月に国から示された「黒い雨」体験者への被爆者健康手帳交付に係る審査指針の骨子案では、「黒い雨に遭った者」の考え方として、「遭ったことが否定できない場合を含む」とされ、また、疾病要件は残ったものの、「白内障の手術歴がある者は白内障にかかっているものとみなす」とされた。
- 本県では、事実上、多くの「黒い雨」体験者の救済につながることで、また、「黒い雨」体験者の高齢化が進む中、早期に制度運用を開始する必要があることから、国の骨子案を受け入れた。
- 令和4年4月から運用が開始された事務処理基準により手帳の認定事務を進めているところであるが、「黒い雨」体験者を幅広く救済するため、「黒い雨」訴訟の控訴審判決を尊重し、事務処理基準から疾病要件を外す必要がある。

課題

- 「黒い雨」に遭ったにもかかわらず、「11種類の障害を伴う疾病」に罹患しておらず、また白内障の手術歴もない人には、被爆者健康手帳交付ができない。
- 特に、疾病要件の審査に当たっては、健康管理手当の支給に係る審査と同じ基準で審査することとされており、継続して一定の治療を受けていることなどが必要であることから、指定の疾病に罹患しているとして手帳交付申請をしても、認定されないケースが生じている。
- 高齢化が進む「黒い雨」体験者への手帳交付を急ぐ必要がある中で、疾病要件の確認のため、審査に時間を要することとなる。また、高齢の申請者に、診断書の提出を求めることは、負担になっている。

7 核兵器廃絶に向けた取組の強化

国への提案事項

1 非核三原則の堅持

- 我が国の国是である「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則を、政府として堅持すること。

2 被爆国としての積極的なリーダーシップの発揮

- 核兵器禁止条約(TPNW)に早期に署名・批准すること。少なくとも、次期締約国会議にはオブザーバー参加し、核兵器廃絶に向けた国際的な機運を向上させること。
- 「ヒロシマ・アクション・プラン」及び「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」の各取組を積極的に進めるとともに、核兵器不拡散条約(NPT)第11回運用検討会議に向けて、唯一の戦争被爆国として、核兵器国と非核兵器国との橋渡しを行い、議論の進展に貢献すること。
- 国連の次期開発目標に核兵器廃絶が位置づけられるよう、本県が設置準備を進めている「核軍縮と持続可能性に関するフレンズ会合(仮称)」を主導し、核兵器国と非核兵器国の橋渡しを行い、国際社会への働きかけを行うこと。

3 政治指導者等の広島訪問と国際会議の広島開催

- G7広島サミットの成果を活かして、引き続き、世界各国の政治指導者に、被爆地を訪問するよう積極的に働きかけること。
- 広島から世界に向けて平和を発信するため、引き続き、「国際賢人会議」をはじめとする国際会議を積極的に広島で開催すること。
- 日本政府の「核兵器のない世界に向けたジャパン・チェア」の取組と本県が進める核抑止に替わる新たな安全保障政策づくりに関する取組との連携を図ること。

【提案先省庁:外務省】

7 核兵器廃絶に向けた取組の強化

広島県の取組

- 「国際平和拠点ひろしま構想」に基づき、核兵器廃絶のメッセージの継続的発信、復興・平和構築のための人材育成等を実施。
- 推進計画(令和4～6年度)を策定し、①核兵器廃絶に向けた新たな政策づくりと多国間枠組みの形成、②平和の取組への賛同者の拡大と世界への働きかけ、③広島が有する経験や資源を生かした復興・平和構築、④持続可能な平和推進メカニズムの構築、の4分野に注力。
- また、被爆から75年となる2020年より、核兵器廃絶のための世界的行動を呼びかける「ひろしまイニシアティブ」の策定に着手し、2021年に骨子を発表。推進組織「へいわ創造機構ひろしま」を設立し、取組を進めている。
- 核兵器問題を持続可能性の観点から捉え、国連の次期開発目標に核兵器廃絶が位置付けられるよう、市民社会及び各国政府に対して働きかけを実施。

課題

- ロシアによるウクライナ侵略の長期化や、その中で繰り返し行われている核兵器による恫喝、また、北朝鮮の核兵器開発など、非常に厳しい安全保障環境を受けて、いくつかの国において、自国の安全保障に対する不安の高まりなどから、核抑止への依存が強まっている。
- 核兵器禁止条約(TPNW)をめぐる、核兵器国と非核兵器国の分断が続いている状況に加え、核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議においては、核兵器国同士の分断等により、2010年を最後に最終文書を合意することができない状況が続くなど、核兵器廃絶に向けた情勢は非常に厳しい。
- 政治指導者等に核兵器の使用がもたらす人道的影響について理解を深めてもらう必要がある。
- 従来の非人道性及び軍事・安全保障に新たなアプローチを追加し、国際社会の分断を乗り越え、核軍縮に向けた国際的合意形成を図る必要がある。

